

2024年9月13日

最高裁判所第2小法廷御中

令和6年(オ)1067号

令和6年(受)1368号

上申書2

ホームヘルパー国賠訴訟原告 伊藤みどり

記

2023年のOECD報告書「拍手を越えて」では、ケア部門の過剰需要が存在すれば、賃金が上昇するという「市場原理」が働かないことを認め強調しました。コロナ禍を経てより明確になったのです。

日本の介護保険制度も超高齢化社会に向けて市場が拡大すれば賃金が上昇しヘルパー不足は解消すると長年、言ってきました。しかし、倒産、廃業、営業譲渡の増大が止まりません。

訪問介護の有効求人倍率も14倍以上で高いままです。

昨年、11月、厚生労働省は、訪問介護員は3万2千人不足だと言っていました。

そして、その年の12月には、2022年統計で訪問介護に入職する数より離職が、1.6%超過し、数にして介護事業の分野で新たに働き始めた人が54万8000人で、同じ年にこの介護事業から職を離れた人が61万人余りに逆転。6万3千人減少しました。一昨年、厚生労働省としては、2040年度までにはおよそ280万人の職員の数が必要だとしています。これ2019年度で比べると、プラス69万人。そもそも厚生労働省としては、2040年度までにはおよそ280万人の職員の数が必要だとしています。2021年から厚生労働省は、処遇改善加算をして職員の早期離職を防止するとしながらも離職者の増加をストップすることはできていない現実です。訪問介護は命を支える人間にはなくてはならない必須労働です。国が何を優先するべきか考える岐路に来ています。

製造業のように生産性、効率性を上げれば一人当たりの訪問介護数が増えると予想した政策は「もはや介護と言えない流れ作業だと」仕事にやりがいを感じてやってきた人たちを離職に追い込みました。

介護の世界に生産性、効率性を持ち込んだ政策の失敗が現在です。介護離職、介護殺人、介護虐待など高齢者問題にとどまらない全世代に影響する社会問題です。

最高裁が最後の砦になるように超高齢化社会に向き合えるように上告の審議を行ってほしいと強く望みます